**諏訪市受付時チェックリスト（低炭素建築物）　（書式ver.5.0）(R7.4更新)**

**低炭素新築等認定申請時に、本チェックリストの添付をお願いします。**

**申請者氏名**

**記入者（代理者）氏名**　　　　　　　　　　　　**TEL**　　　　　　　　　　　**FAXorMAIL**

**申請地名地番（代表地番）**　　諏訪市

**○ 申請建物の種類・**□：建築基準法第６条第１項第２号又は第３号（市：2部）※要許可を除く　□：左記以外（県：3部）

└ (地階除く階数3以上延面積300㎡超又は高さ16m超除く木造建築物に限る)

・□一戸建ての住宅　□共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅　□非住宅

**○ 法第54条第2項による確認の特例**　□有（※）　□無　（※有の場合は、確認申請等の添付が必要です。）

**○ 登録建築物性能評価機関等による技術的審査の有無**　　□有　□無

**○ 申請区分**　□法第54条第1項（当初）　□法第55条第1項（変更）

**○ 手数料額**　□5,000円　□その他　　　　　　　　　円　（手数料は裏面参照）

**１　提出書類の確認【提出する書類の✓を記入してください】**

|  |  |
| --- | --- |
| 規則で定める書類 | 備　　　　　　　考 |
| □認定申請書 | 各様式による書類が添付されている。 |
| □委任状 | 手続きを委任する場合に必要です（要押印又は押印省略の合意について記載）。任意書式。 |
| □技術的審査適合証 | 登録建築物性能評価機関等による技術的審査を受けている場合に添付してください。⇒この場合設計図書の一部省略が可能となります（各種計算書など） |
| □設計内容説明書 | 認定基準適合の根拠となる設計の記載・確認（諏訪市の地域区分：４） |
| □設計図書 | 付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表含む）、各階平面図、床面積求積図、用途別床面積表、立面図、断面図又は矩計図、各部詳細図、各種図面・計算書など |

|  |  |
| --- | --- |
| **【調査書】※この枠内については記入しないでください。**受付番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認番号（日付）：　　　　　　　　　　　　（　　　　.　　　.　　　）技術的審査適合日：　　　　.　　　.　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 市受付印受付者：　　　 |
| 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基準等の適用 | 決裁欄 |
| １　地区計画等の区域　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合（区域名：　　　　　　　　　）※該当基準等なし | 計画係：　　月　　日 |
| ２　景観計画　　□一般地区　　□重点整備地区 | 重点整備地区の場合（区域名：　　　　　　　　　） |
| ３　景観協定の区域　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合（区域名：　　　　　　　　　） |
| ４　都市計画施設の区域（※緑地のみ）　　□区域内　　□区域外 | 区域内の場合（施設名：　　　　　　　　　）※区域内の場合認定不可 |
| ５　用途地域　　□指定有　　□指定無 | 指定有の場合（用途地域：　　　　　　　　）※指定無の場合認定不可 |
| ６　建築協定　　□区域内　　□区域外 | □適合　□不適合（くるみ台・くるみ台西地区） | 建築住宅係：　　月　　日 |
| 【特記事項】 |

**３　手数料**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認定申請の種別 | 区分 | 用途 | 評価手法 | 床面積の合計 | 当初申請 | 変更申請 |
| 法第54条第1項（当初）又は法第55条第1項（変更） | 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合 | ① | 1戸建ての住宅 | 標準入力法仕様・計算併用法仕様基準 | 200㎡未満 | 5,000円 | 3,000円 |
| 200㎡以上 |
| ② | 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅 | 標準入力法仕様・計算併用法仕様基準 | 300㎡未満 | 10,000円 | 5,000円 |
| 300㎡以上 | 21,000円 | 11,000円 |
| ③ | 非住宅 | 標準入力法モデル建物法モデル建物法（小規模版） | 300㎡未満 | 10,000円 | 5,000円 |
| 300㎡以上 | 17,000円 | 9,000円 |
| 上記以外の場合市で技術審査等を行う場合 | ④ | 1戸建ての住宅 | 標準入力法 | 200㎡未満 | 35,000円 | 18,000円 |
| 200㎡以上 | 39,000円 | 20,000円 |
| ⑤ | 仕様・計算併用法 | 200㎡未満 | 26,000円 | 13,000円 |
| 200㎡以上 | 28,000円 | 15,000円 |
| ⑥ | 仕様基準 | 200㎡未満 | 18,000円 | 10,000円 |
| 200㎡以上 | 19,000円 | 10,000円 |
| ⑦ | 共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅 | 標準入力法 | 300㎡未満 | 70,000円 | 35,000円 |
| 300㎡以上 | 116,000円 | 59,000円 |
| ⑧ | 仕様・計算併用法 | 300㎡未満 | 51,000円 | 26,000円 |
| 300㎡以上 | 85,000円 | 43,000円 |
| ⑨ | 仕様基準 | 300㎡未満 | 34,000円 | 18,000円 |
| 300㎡以上 | 58,000円 | 30,000円 |
| ⑩ | 非住宅 | モデル建物法モデル建物法（小規模版） | 300㎡未満 | 88,000円 | 44,000円 |
| 300㎡以上 | 111,000円 | 57,000円 |
| ⑪ | 標準入力法 | 300㎡未満 | 229,000円 | 115,000円 |
| 300㎡以上 | 287,000円 | 144,000円 |

（備考）

1　一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、すべての手数料を合算します。

2　複合建築物に係る申請の場合は、申請部分（住宅部分、非住宅部分）ごとの床面積により認定手数料を算出し、合算します。

3　法第５４条第２項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。